

令和6年12月定例会 代表質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「公共施設使用料金値上げが市民団体に与える影響について」

○中井政友 おはようございます。

会派、日本共産党を代表しまして、中井政友、12月議会を代表質問させていただきます。

まず初めに、国会も開かれましたが、先般行われました衆議院選挙の結果について述べてさせていただきます。衆議院選挙の結果は、自民党、公明党の与党が過半数割れに追い込まれるという歴史的な大敗を喫しました。自民党政治への厳しい審判が下ったことが明らかです。大局的に見れば、国民が自民党政治に代わる新しい政治を模索し、探究する新しい政治プロセスが始まったことを示すものです。日本共産党は、この歴史的結果を心から歓迎するものです。

政治の新たな激動の下で、今後企業・団体献金の禁止、紙の健康保険証の存続、選択的夫婦別姓、学費値上げストップなど、国民の切実な願いに応えるか否かが各党に鋭く問われることになり、世論と戦いによって政治を前向きに動かす可能性も大きく開かれてきています。

日本共産党は、財界の利益最優先、日米軍事同盟絶対の政治のゆがみを根本から正す立場を持ち、内政においても、外交においても、自民党政治転換の確かな旗印を掲げる党として、衆参の国会論戦に臨むとともに、あらゆる分野で国民要求に基づく運動を起こし、総選挙で掲げた公約実現のために全力を挙げる決意です。

さて、振り返って、香芝市政におきましても、11月28日、市長に来年度予算要望書を提出させていただきました。また、今議会でも市民の暮らし応援に何が大切かの基準でもって臨んでいます。12月議会、私、中井は、まず公共施設の利用料値上げの影響、2番目に地域公共交通について、3番目に地域防災計画について、そして最後に子供たちの保育について質問させていただきます。よろしくお願いします。

公共施設の統廃合や公共施設利用料値上げの影響で市民負担増になってる模様です。利用において、皆さん現在は何とかそんな負担増をしのがれているようですが、施設の利用が今後ますます利用は遠のくのではと危惧し、今回質問させていただきました。まず、壇上からは受益者負担適正化に関するこの基本方針の目的についてをお伺いいたします。

以上です。

○企画部長 受益者負担適正化に関する目的についてでございますが、公の施設を利用する場合や証明書の発行などを受ける場合でございますが、特定の方がサービスを受け、利益を受ける場合などには、受益者の方から応分の負担として使用料や手数料などを頂いて

おります。これは、利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るという考え方に基づくものでございます。受益者負担だけではサービス提供に係る全てのコストを賄うことができない場合、その差額を市民の税金等で負担することとなってまいります。

本市におきましては、平成22年4月に使用料の料金設定の見直しを行いました。以後、統一的な見直しは行っておらず、消費税の増税によるコストの増加、社会経済情勢やサービスの利用実態等の変化に対応できていない状況にありましたことから、公の施設の在り方や持続可能な公共サービスの提供といった視点で受益者負担の在り方を検証し、令和5年8月に受益者負担適正化に関する基本方針を策定したものでございます。

○中井政友 今基本方針の受益者負担に関わる基本的な考え方というのが文中にありました。「行政サービスに関わる経費を算定基礎とし、各施設の利用料及び手数料で不平等が生じないよう、共通の方法を設定します」と。受益者負担の設定は、「行政サービスはその目的や性質が多様であるため、一律の割合で利用者負担を求めることは、返って不公平を損なうこととなります。そのため、行政サービスの目的や性質に応じた受益者負担割合を設定します」とありました。なぜ今私が今回取り上げます施設、文化センターや中央公民館、地域交流センターや総合福祉センターなど、今回の対象施設の負担割合が一律で50%なのかをお伺いしたいと思います。

○企画部長 行政サービスにつきましては、その目的や性質が多様でございます。一律の割合で利用者に負担を求めることは、返って公平性を損ないます。本方針では、行政サービスの目的や性質に応じた受益者負担割合を設定しております。

市民の日常生活に必要不可欠で、市場原理によっては提供されにくい施設や、民間においても類似の施設が存在するものがございまして、施設の設置目的やサービスの性質に合わせまして、各施設を公共性と必需性の2つの視点により分類いたしまして、利用者が負担すべき割合と公費で負担する割合を定めております。

公共性による分類では、同様のサービスの提供が民間では困難な施設は行政が関与する必要性が高いことから、利用者の負担割合を低く設定いたしまして、必需性による分類では市民の多くの方が必要とする施設は、利用者の負担を低く設定するものでございます。

議員お尋ねのなぜ受益者負担は50%としているのかということにつきましては、ふたかみ文化センター、地域交流センター及び公民館などの施設の貸室などは、収益性が低く、民間が提供されにくいなどの理由により、主に行政が提供する施設としての公共性が高いものではございます。

その一方で、日常生活をより快適で充実したものにするために、個人の価値観や嗜好の違いによりまして選択的な利用施設でもありますことから、50%の設定としているものでございます。

○中井政友 ありがとうございます。

しかし、目的などを細かく見ますと、各施設それぞれ目的や性格が違うと思います。

また、今回激変緩和措置という措置をされています。住んでいる市の公共施設の利用料変

更が今年4月1日からありました。利用料1.5倍化が市民活動の団体に影響を与えているのではないかと、そういうことで、私は市民から皆さんの声を聞きましたので、二、三紹介させていただきます。

グラウンドを使う団体は、会費の値上げや会合の回数の削減を春の総会で考えられました。また、会合に少しでも低額の場所を探している、実施の日時等の変更もしているという団体もありました。3番目に、個人で尺八やフルートなど稽古をされている方が公民館利用が減っている印象がある、趣味に使える金額と自分が支払える金額が近づいている。要するに、限界が近づいてるのではないかという思いを話されていました。

ほかにも公共施設の削減があり、市民活動にも影響を与えています。2つほど紹介します。

野外活動団体は、施設がなくなり、他の市町での活動になった、費用や時間、手間がかかるようになった。2つ目に、ホールがなくなり、これはモナミホールのことだと思いますけれども、ホールがなくなり、活動場所を近隣他市に移した、移動の手間や時間で活動時間が減った、負担増になり、参加団体も団体員の制限が必要になり、入りたくても入れない方が出てきたと、こうした声があります。

これに対して、まず移動せざるを得ない団体に対して、他の自治体と、市町と協力、協議して利用料の援助はできないものかというふうに思いますが、これについてお願いします。

以前、総務省のされていた公共施設の広域利用の試行がありましたが、その後はどうなっているのでしょうか。他の市町との公共施設の相互利用の取組の現在の状況についてお願いいたします。

○総務部長 お答えいたします。

本市の団体が他市町の施設を利用する際には、施設によりまして在住住民と比較して使用料が高くなるケースがあると聞いております。

市町村間の公共施設の相互利用を進める取組におきましては、施設予約や使用料について在住住民と同一の条件で利用できる運用としておりまして、利用者の利便性が高まると考えています。

議員ご質問の後段についてでございます。

中和・西和広域連携検討会のことかと思いますが、この検討会におきましては、文化施設の、体育施設における相互利用の取組に係る実証実験を令和4年度と令和5年度にそれぞれ1回ずつ実施いたしました。2回の実証実験を通じまして、本年度は検証、検討期間に入っておりますが、住民目線での相互利用に一定の効果が見られたことから、令和7年度中の本格運営に向けた協議を現在行っているところでございます。

以上です。

○中井政友 しっかりと協議していただき、活動団体がこうした活動に関して制限を受けてご苦勞されていることに関して取組を進めていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

大きな音を出さざるを得ない団体や野外活動を中心にされている団体など、これまで公共施設の削減や利用料の値上げで、団体の活動制限や維持そのものも検討せざるを得ないまでになっており、さっきのような声を聞くに至っています。市民活動があつてこそその香芝市の活動ではないでしょうか。協議を進めていただきたいと思います。

この利用料の値上げは、私は市民活動回数や会費、活動場所に影響を与えているのではありませんか、また施設自身の利用量の数に影響を与え、収入減になっているのではと思いました。そして、公共施設のこれまでの利用状況、利用料の値上げ以降の利用者数の件数、収益について文書質問させていただいた次第です。

多くの施設がありますが、今回は社会施設の中央公民館に絞り、令和5年の利用料や利用件数、そして半年ではありますが、令和6年9月までの利用件数や利用料を比べました。また、月ごとの、部屋ごとの、また減免利用などの推移を見ましたところ、利用件数の総額は24件と増えていましたが、減免団体以外は減っているという状況が明らかになりました。利用人数も減免団体人数以外の利用者数が件数と同様に減っていると言えます。この減免団体について、まずご説明をしていただきたいと思います。

○企画部長 まず、減免制度についてお答えさせていただきます。

使用料、手数料の減免制度というのは、公益的な活動を行う団体の活動支援でございまして、施設の利用促進など、政策的に料金の全部または一部を免除する制度でございまして、あくまで例外的な措置となっております。

なお、本市では受益者負担の公平性や免除団体の透明性の確保等を主な目的としまして、免除団体の登録及び審査の制度を設けております。令和7年1月1日に施行いたします香芝市公の施設使用料等の免除団体登録要綱によりまして、令和7年1月に初回の申請受付を行い、令和7年4月から運用開始する予定としております。

○中井政友 ありがとうございます。

その他、詳しく見ますと、パーティションに囲まれている部屋の利用が減っていたりしていました。こうした施設利用には、施設の使いにくさというところも施設の利用状況に反映しているというふうに思います。

今後の改善策等、お考えであればお願いいたします。

○まなび推進局長 失礼いたします。例えば、音響に関するご意見は担当課にも直接いただいております。防音性能を高めるためには大規模な改修が必要であると考えております。中央公民館の使いにくい箇所の事例として、先ほど3階会議室の仕切りが移動式パーティションであるため、音楽利用時に音漏れが発生するなどのご意見も頂戴をいたしてるところでございます。

中央公民館につきましては、築後45年を経過しておりまして、大規模な改修が必要な時期を迎えているところでございますけれども、新たな複合施設の建設を見据え、トイレの洋式化や廊下照明のLED化等、必要最小限の改修のみを実施してるところでございます。

そのため、指定管理者における工夫として、音楽利用と時間が重なる利用者がある場合に

は、離れた部屋を利用していただくなど、音漏れに配慮した運用をしていただいているところでございます。現在、施設の利用者の皆様にはご不便をおかけしているところでございますけれども、ご理解をいただきたいと考えてございます。

以上です。

○中井政友 この辺、結果から全体的に推測されることは、利用者に使いにくかったり、負担増になっているのではないかという推測ができます。今おっしゃいましたように、施設の工夫や改善も必要と思います。全体として減少まで至っていないのは、市民が負担を抱えながら活動に参加されているのではないか。今後も推移を見守り、受益者負担について見直していくことが必要と思いますが、どのように思われますでしょうか。

○まなび推進局長 受益者負担適正化に関する基本方針に基づきまして、適正な受益者負担を維持するため、原則5年ごとに見直しを行うことといたしております。

○中井政友 中央公民館は、単なる受益者負担という観点ではなく、社会教育法には「住民の教養の向上や健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興や社会福祉の増進」を目的として各種の事業を行うというふうにあります。こうした目的から離れないことが必要だと思います。

クロス表で50%というのが基本方針の中にありましたが、公民館含めて一律50%であります。それぞれの施設の目的、利用をもっと細かく考え、市民負担増にならないよう、また利用目的にかなうよう検討していただきたいと思います。

中央公民館の目的に沿って、これまで無料とされてきた市町もあります。減免要綱をつくり、公益的な活動をされている団体の利用料を減免されていますが、それは本当に限定的な措置だというふうに伺いました。もっと市民に開かれた福祉やコミュニティーの場であり、公民館の福祉的な位置づけを図っていただきたいと思います。

次に、同じく健民グラウンドについてお伺いします。

香芝市の体育施設条例には、第1条に目的設置がありまして、「市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため設置する」というふうにありましたが、今回の利用料値上げが収入増にはつながっていましたが、利用者の件数は微増でした。また、利用者数は逆に減っていました。これについては、どのようにお考えでしょうか。

○まなび推進局長 失礼します。奈良県香芝健民運動場についてのお尋ねでございますけれども、屋外施設につきましては、天候による影響による変動があるものであると考えております。また、香芝市総合体育館におきましては、令和6年4月の料金改定以降も利用者数は増加いたしておりまして、利用料の見直しとそれぞれの施設の利用者数の関係を一様に述べることは適切ではないかなと考えております。

○中井政友 確かに3か月、その後、工事が健民グラウンドの近くの北体育館でありましたので、利用月が減っていたりしています。3か月でその推移を測ることはできませんが、ある程度の見通しが必要だと思います。

利用料の変更や値上げによって収入増になった収入はどのように扱われるのか、指定管理者への市の管理料の支払いに入れられ、市の負担が減っていくということになるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○まなび推進局長 お答えいたします。

利用料が増加しまして利益が生じた場合、その利益につきましては基本的に市に返還いただくということになるわけですが、事情によりましては指定管理者が管理する施設の備品購入に充てていただくこともございます。

○中井政友 こうした施設、市民の利用があつてこそその施設です。市民が負担増で利用が減っていくという状況が今後とも続けば、考え直していただきたいと思います。

市民活動も、文化活動も、文化、健康も市として目指すまちづくりだと思います。市民の負担増より市の負担を、市の負担減より市民負担を減らすことが施設目的に合っているとありますが、どのように思われますでしょうか。

○まなび推進局長 失礼いたします。文化施設、体育施設共にでございますけれども、受益者負担の増加を求めることが必ずしもそれぞれの施設の設置目的から外れるということにはつながるとは考えてはございません。

○中井政友 公民館は、生活文化の振興の目的、体育施設は心身の健全な発達を目的としています。抑制されていくことが活動しにくくなる、活動が抑制されていく、また活動がしにくくなる傾向にあると現在推測されます。今後も活動の様子や市民の声をよく聞いていただいて、見直し、検討していただくことをお願いいたしまして、この質問は終わります。

「地域公共交通計画について」

○中井政友 次の第2項目に移りたいと思います。

地域公共交通計画についてであります。

市民から多くの思いを聞きます。また、いろんな形で各議員も質問をされてきたところだと思います。まず、現在の計画についてお聞きしたいと思います。この計画は、どういうふうな期間になっているのでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 現在の計画の期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年でございます。

以上でございます。

○中井政友 そして、今次期計画策定、入られてると思いますが、市民の皆さんの声はどのように聴取されていますでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 現在、持続可能なサービスを提供していくため、見直し廃止基準を設け、計測運行を行っております。また、廃止基準策定前の令和5年9月に利用者アンケートを実施し、その後も窓口、電話、メール及び市公式ホームページには継続的に意見が寄せられております。これらの意見を踏まえまして、香芝市地域公共交通活性化協議会に

て検討された後、合意を得る予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

しかし、私たちにも多くの市民の要望というか、声が絶え間なく来るのが公共交通であります。また、バスに乗らない人の思いというのもどこかで、どのようなことを思われているのかお聞きしていただけたらというふうに思います。

では、具体的にお聞きしたいと思います。

デマンド交通及びコミュニティバスでの市外への運行は考えられているのでしょうか、これも多く聞く質問であります。

○危機管理監兼生活安全部長 現在、市外への運行は想定してございません。

以上でございます。

○中井政友 多く聞く声であります。

令和5年3月の質問を議事録で読みますと、当時の生活安全部長さんは、現行の計画におきましては、市外に出ていくことはできないものになっており、市内の医療機関に対しては、当時デマンド交通の利用で対応できると出ていました。デマンドは、補完的な位置づけであり、民間が淘汰されるようになると本末転倒とも言われていました。また、このことがデマンドタクシーが土日に運行してない理由でもあるとありました。

しかしながら、域外、他行政区に乗り入れることは可能ではないかと、過去の回答にも、中核病院がなくなったときに検討課題になるというふうにあります。近隣自治体の公共交通の状況、タクシー券等の利用の方法について、自治体間の乗り入れはできると。地域公共交通網形成計画、他の行政区に乗り入れている策定例も幾つかの全国の自治体では見受けられます。香芝でも上牧町や高田市、王寺町等の病院との接続がありますが、市外への運行をしない理由をもう一度お願いいたします。

○危機管理監兼生活安全部長 本市のコミュニティバス及びデマンド交通につきましては、鉄道や路線バス、民間タクシーを補完し、市内での買物や通院、交流などの日常的な移動手段を確保する目的で、市が運行を行い、限られた予算の中で持続可能な地域公共交通を運営するために、民間事業者との連携を図っております。

また、総合病院につきましては、独自のバスが配車されることもあり、それぞれの役割の明確化が図られておると考えております。

以上でございます。

○中井政友 確かに、公共交通といえども、コミュニティバスもデマンドタクシーも民間に市が委託して運行しています。デマンドの土日運行がない理由も、民間の経営圧迫を防ぐためと言われているが、それであれば公共交通として民間交通機関に補助券のようなものを使うことは考えられないのか、そうした自治体もあります。コロナ禍において接種補助券の経験もあります。高齢者の負担軽減にもなり、民業圧迫にはならないのではないのでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 通常のコミュニティバスやデマンド交通の運行では、採用する予定はございませんけれども、以前にタクシーの共通利用補助券を活用した経緯がございます。こちらにつきましては、コロナ禍におきます臨時的な対策として実施したものでございまして、ご高齢の市民の方のスムーズなワクチン接種につなげることを目的に、2回接種の往復分となるお一人4枚を65歳以上の方には配布した経緯はございます。

以上でございます。

○中井政友 経緯があったけれども現在は考えていないという、そう取ったらよろしいですか。

次に行きます。

コミュニティバスの週1回木曜日運休、これについても木曜日の運休はどうして運行できないのかと、してほしいという声を聞きますが、この運休の理由をお願いします。

○危機管理監兼生活安全部長 運休日につきましては、総合福祉センターのかしば・屯鶴峯温泉の休業日に合わせまして木曜日としております。現行のコミュニティバスの前身に当たります公共バスの頃から木曜日を運休日としております。

以上でございます。

○中井政友 この木曜日の運休について、過去、私もお聞きしたことがあります。当時の説明では、ルート4台の運転手に負担がかかると、利用者が少ない木曜日にしていると。もう一つ、週1回、運転手のための運休日をつくらねばならないなどありました。しかしながら、市民の中からは木曜日の福祉センターの講座に出れないのではと。私は、他に交通手段を持っていないというふうにお聞きしています。運休日を平日に定めるメリットはあるのでしょうか。突発的な事故の対応のために1台のバスと管理者が平日も控えていると聞いています。人や車をローテーションで回せば、平日の運休日をなくせるのではないのでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 車両の点検や修理が必要になった際のことを考えまして、修繕事業者が稼働しておる平日を運休日に設定しておるところでございます。

以上でございます。

○中井政友 修理業者が稼働している平日に設定せねばならないというふうにあります、今の体制ではローテーションが難しいということだと思います。しかし、予算措置があればできるのではないかと。また、拡充していただく、検討していただくということも必要ではないかと思えます。

次に、鉄道について移ります。

JR、近鉄の鉄道駅、いずれかにつながるコースはあるのでしょうか。全てのコースで両方の接続はできないか、これも利便性を求める市民の声であります。お願いします。

○危機管理監兼生活安全部長 現在のルートにおきましては、2つのルートがJR及び近鉄との接続が可能となっております。また、少し歩いていただくことを前提といたしますと、さらにもう一つのルートが接続可能となっております。

なお、ルートの設定につきましては、地域性を考慮しているというところをご理解いただきたいと願います。

以上でございます。

○中井政友 現在、6コースあるんですけど、3コースがそういうふうに接続できてるということですね。

ただ、もっとそういう際には公共交通計画に地域ごとの特徴、地域性を加味してほしいと思います。高齢者になっても地域で生活が続けられるには、病院や買物、他の交通機関への接続が必要です。要望として多く、特に高齢者などの方からいただいています。

デマンド交通だけでなく、コミュニティバスも市内の総合病院を経由できないか、多くの人が利用できるバスも止まれば家族も含めて助かるし、また民業圧迫まで今の1時間に1本のバスではないのではないのかという声を聞きます。

令和5年からコミュニティバスの変更により、以前まで、これは市民の声ですけど、祇園荘から万代前まで行っていた、病院が集まっていたので、母親1人で行っても帰ってこれたけど、今は行けなくなったと。今度、コミュニティバスの協議があるときに、以前のコースに戻してもらいたいという声がありました。この声は、ルートごとの接続をもっとしやすくする、乗換えがしやすくなれば便利になるのではというふうに思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 祇園荘のルートから二上の万代までというところでございますけど、そのルートで考えますと、関屋ルートのほうでカバーできるかなと思いますので、関屋の駅で乗り換えていただくと可能かなというふうに考えます。

以上でございます。

○中井政友 また、病院のバスも駅前に多く走っているので利用していただければというふうにありますが、その乗換えルートを、バス停とバス停の間がもうちょっと近かったり、はっきりその方が認識されればそういうことが図れるのではないかというふうに思います。

医療機関に離れてる方にとっては、医療機関へ行けるかどうかは死活問題であります。単に高齢者が1人で行けない、簡単に高齢者が1人で行けない関屋地域や白鳳台地域やバスのコースに医療機関でのバス停をつくれないうことに対して、バス停は増やすことはできない、運行時間がない、バス停から遠くなる人が出てくるなどの問題が出てくるかもしれません。しかし、一人でも多くの方が病院に行ける人が増える、多くの方が通え、バスが空気を運んでいる状態をなくしていけるようにすべきだと思います。そうすれば、病院に止まるなら公共バスに乗ろうというふうになるかというふうに思います。

バス停の標識について移ります。

バス停の標識を目立つ場所にもっと設置できないか、工夫も必要ではないかというふうに思います。小さな看板が道に突然ある、そういうふうに思えるところもあり、ふだんからこの場所と知っていないと迷ってしまうということがありますが、この分かりにくい声に

ついてはどのようにお考えか、お願いします。

○危機管理監兼生活安全部長 バス停の標識につきましては、従来より設置にご理解、ご協力いただける場所での設置、また利用者のみならず、他の通行車両などの安全性を考慮いたしまして設置しております。また、台風などの強風におきましても倒伏しにくい看板の大きさや高さに設定しておりますことをご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

分かりやすくするという工夫をもう少し具体的にお答えいただけたらと思います。

○危機管理監兼生活安全部長 公共施設や駅前などの広い場所での標識は大型看板にしてございます。また、コミュニティバスやデマンド交通のパンフレットや路線図をカラー刷りすることで、路線ごとのコースや停留場を分かりやすく表示しておりますので、事前に標識の場所をご確認いただければ幸いです。

また、市役所の玄関ホールや公共機関の掲示板等にスマートフォンをお使いの方がスムーズに検索を行えるよう、QRコードの掲示をしてございます。

以上でございます。

○中井政友 現在の公共交通計画、来年7月までの計画です。次期の計画を考えられているということでもあります。公共交通は市民の税金で走っています。少子・高齢化の中で、ますます求められるのが公共交通です。できるだけ地域の状況や要望に合わせて、市民が利用しやすく、あってよかったと言ってもらえる公共交通を目指していただきたいと思います。

令和3年度の地域公共交通のコミュニティバスへのアンケート調査を見ましたら、満足度は31%でした。目標値も40%でした。多くの方が期待されていない。そうではないのではないかというふうに感じました。

今回の幾つかの質問も、何回も繰り返しお聞きされている質問もあったかと思います。しかし、現在の状況下でできることや、なぜ実現が難しいなど、市民の皆さんと共有できるように相談窓口等のところでも、今後もし説明やよく分かるような工夫をしていただきたいことを加えて、この質問を終わります。

「地域防災計画について」

○中井政友 次に、地域防災計画のさらなる充実について伺います。

9月議会、大規模災害時の災害備蓄は十分かをお聞きさせていただきました。いつ起こるかもしれない大規模災害に対して十分準備をすることが今早急に求められていると思います。

市の地域防災計画中に災害ケースマネジメントの記載がありました。時系列で言いますと、災害時の備え、災害への備え、そして直後、それから災害が起こった後の長期的な状況に合わせた支援計画が必要だと思います。計画どおりにはいかなくても、本当にいつ起こる

かもしれません。そして、起こったときにそのとおりにいかないかもしれません。しかし、まず基本になる計画が必要ではないでしょうか。

今、石川県のような大規模災害が起こり、長期化した場合、どう行政として対応して、想定をして準備するべきかと思います。大規模災害が発生したときに、避難所に駆けつけて、配慮が必要な方々に対して福祉的な支援をする専門家チームであるDWA Tと呼ばれる体制がありますが、この準備について、まず伺います。

○危機管理監兼生活安全部長 DWA Tにつきましては、災害時に避難所などへ福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対する適切な福祉支援を行うことにより、2次被害の防止を図ることを目的といたしまして、都道府県が主体となって立ち上げされておるものでございます。

奈良県におきましては、奈良県災害派遣福祉チーム奈良DWA Tが令和元年11月1日に発足され、県内外を問わず、被災地からの要請により現地へ派遣され、活動されております。

本市の地域防災計画におきましても、災害時には必要に応じて派遣要請を行い、避難所などに派遣を受けることができるものとしてございます。

以上でございます。

○中井政友 繰り返します。DWA Tは、スペルが難しいかもしれない、Disaster Welfare Assistance Teamの略であり、災害福祉支援チームという意味です。災害時の2次被害を防ぐため、避難所などに派遣され、配慮が必要な方々へ福祉支援を行います。高齢者や障害者、乳幼児、そのほか特に配慮する者と定義されています。災害救助法が適用される、または適用される可能性がある大規模災害が起こったときに活動します。各県や各市でチームがつくられており、県や市などの管理団体が要請することで避難所に派遣されるというふうにあります。

香芝市ではまだまだ、その体制ができていいのかどうかというふうに思いますが、本市の地域防災計画においては、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者への対応はどのように今なっているのでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 高齢者や障害者、乳幼児など要配慮者への対応といたしましては、まず要配慮者の安否確認及び被災状況、被災された要配慮者への福祉ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じまして在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努めるものとしております。

以上でございます。

○中井政友 こうした活動の下に個別避難者計画、必要です。直接的には防災訓練を行うことや避難訓練を行うこと、さらに基本的に、もっと基本的には日常の取組が大切だと思います。交流したり、まとまりが地域でできているのかどうか。地域の行事や祭り、コミュニティーづくりが大切であります。近所の方々の顔を知っている、家族を知っている、生活状況を知っていることも災害時の助け合いに必要なことでありますし、そのことが災害時の孤立感、孤独感、不安への対応になるということが大切だと思います。

災害時での避難生活が長期になればなるほど課題が個別化していくと言われています。これに対して、内閣府では災害ケースマネジメントという支援の在り方を示されています。私は、この災害ケースマネジメントを11月、金沢市に避難されている能登地域の家庭を訪問して、体験をしました。その体験に基づいて、香芝市でもこの具体化を充実させる必要を強く感じました。

本市の防災計画、第5編第1章には被災者の生活の安定、第2章には被災者の心のケアが記載されていました。しかし、具体化がまだまだだと思います。どんな体制で、誰がどうするのか。災害はいつ来るかかもしれず、もし用意の不十分なときに起こればどうしようもなくなります。議会での議論もまだまだです。

災害後、多くの窓口にも来れない方々、手を差し伸べる必要があります。住み慣れた地域を離れ、孤立している人、避難生活でストレスを抱えている人など、災害関連死もまた多く発生する危険が想定されます。社会福祉協議会や地域包括、司法書士、行政書士会、弁護士会、建築士会、医師会等、事前にどうするかの大枠であっても協議や合意がなければ動けないと思います。

先日11月、教育福祉常任委員会で滋賀県の高島市に視察に行かせていただきました。地域の高齢化、そしてまた広い地域ゆえに重層的支援体制を組んだ、進めたというふうにありましたが、香芝市でもこのような重層的支援体制と災害ケアマネジメントを組み合わせる実現化することが必要だと思います。

内閣府のページには、愛媛県の宇和島市、香芝市とほとんど人口がよく似たところは、西日本豪雨を受けて重層的支援整備をした、そしてさらに災害ケースマネジメントも進めているというふうに例示されていました。香芝市では、来年度より重層的支援体制事業を本格的に実施するという話をお伺いしています。香芝市の重層的支援体制において、被災者への支援やケアに関することは対象となってくるのでしょうか、お考えをお願いします。

○福祉部長 お答えいたします。

大規模な災害が発生した場合には、被災を原因とした被災者の家族が図らずとも複合的な課題を抱えてしまうというケースが発生する可能性があります。そのため、重層的支援体制整備事業の推進会議におきまして、被災者への支援やケアについてを一つのテーマとして取り扱い、会議を構成する関係部署や関係機関、団体などと連携し、適切に対応することのできる体制を構築してまいる予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

災害はいつ起こるかもしれません。早急に準備をしていただけたらというふうに思います。

「保育所の課題について」

○中井政友 では、4番目、最後の保育所の課題について質問させていただきます。

厚労省の資料によると、令和5年4月、本市では待機児童ゼロとありましたが、今年、令和6年4月には3名に増加した市の中に入ってしまった。また、同じくこども家庭庁の保育所等関連状況取りまとめというものがありました。令和6年4月1日付、全国の自治体の保育所入所に関わる状況が出ており、本市は申込者2,040人、保育所を利用している者は983人、こども園を利用している人は875人とあり、その他、特定の保育園のみ希望している者という項目がありました、91人とありました。待機児童は3名等も記載されています。待機児童は3名とあっても、特定の保育園のみ希望している者が91名の意味は、思う保育所以外は入所できないという意味で、入りたい、利用したいけれども諦めていた家庭であります。

そこで、来年4月に市内の保育所、認定こども園の入所を希望する申請についてお伺いします。10月より始められていると思いますが、このスケジュールについて、まずお伺いします。

○福祉部次長 失礼いたします。令和7年度に新たに入所を希望される、また現在入所しているが転園を希望する際に必要となる申請を10月中に受付し、申請内容に係る審査を行い、11月29日付で結果通知を送付したところでございます。

なお、入所の内定に至らなかった方や期間内に申請できなかった方につきましても、12月中に2次募集を実施しており、希望する施設に空きがある場合には3月末まで随時申込みの受付をしている状況でございます。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

次の質問に行きます。

ゼロ歳、1歳、2歳で内定に至らなかった方、特に過去の答弁でもお聞きし、私も先日、子供の保育所入所を心配されている家族の方の声を聞きました。五位堂、真美ヶ丘地域では、例年この入所希望が多い状況であると聞いていますが、市として何か今検討されていることがありましたらお願いいたします。

○福祉部次長 五位堂及び真美ヶ丘地区につきましては、確かにほかの地区と比較して申込みの多い地区ではございます。保育所入所につきましては、幼稚園のような小学校区の区割りではなく、保護者の就労状況による利便性も考えた上で希望する園を決められてるという側面ではあるものの、地域の状況等も踏まえ、少しでも改善していけるよう検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○中井政友 地域の状況を踏まえた上で、少しでも改善していただきたい、そうした思いでお願いいたします。

保育所に預けられている家庭は、働いて子供を保育所へ預けたいと思われている方です。時間の制約があります。市内とはいえ、遠くの保育所に預けることは考えにくい、そう考え

るのが普通であります。その数が先ほど言いました特定入所希望の91名であったのではないのでしょうか。

過去の答弁で、近鉄五位堂駅北の真美ヶ丘やすみれ野では、今後保育施設が足らなくなると言われてました。先ほど、孫の保育所入所を心配している方の声も言いました。駅北の公有地の利用、小規模な保育所を実施できないかと思います。大規模になると保育所の設置基準を満たすのも大変になります。大規模な保育所では、また利用状況が煩雑になり、子供たちへの目も行き届きにくくなります。ぜひ小規模な保育所実施をご検討いただけたらというふうに私は考えます。

次に、待機児童の問題です。

待機児童は、一方で3年保育の希望がかなえられないという問題もあります。二上や五位堂幼稚園では、これまで3年保育の実施がされていませんでした。施設がないとの返答がこれまでその問いに対してされてきました。現在の入所状況ではできるのではないかと思います。文科省も地域に合わせて柔軟な対応ができるというふうに通知を出されています。なぜ今実施できないかをお願いします。

○教育部長 お答えいたします。

近年、働く女性が増加したことによりまして、3歳児保育を希望する多くの保護者が長時間保育が可能な保育所や認定こども園を選択する傾向にございまして、保育時間が短い幼稚園における3歳児保育のニーズは、相対的に低下している状況でございます。

また一方で、保育士や幼稚園教諭の確保は全国的な課題にもなっておりまして、限られた人材を効果的に生かすためには、3歳児保育のニーズが高い保育所や認定こども園に人員を集中させることを優先せざるを得ない状況でございます。

以上です。

○中井政友 保育士の待遇改善や配置基準の見直しを政府でも検討され、今後誰でも通園制度などの実施も予定されています。実施には現在でも不足している保育士の待遇改善や配置基準の見直しがないと十分な受皿ができないと私も考えます。さっきの3年保育の実施もそうですが、保育士不足を解消、まだまだできません。こども未来戦略と言うにふさわしい改善を国や政府へ意見を上げていただきたいと思います。

次に、先般アプリを使って子ども・子育て支援計画に生かそうという試みをされていたと思います。保育所、幼稚園に係る方針について、今どのように進められているのか。公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針に関する趣旨を改めてお伺いしたいと思います。

○福祉部次長 本市の公立幼稚園及び公立保育所は、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことによる教育及び保育へのニーズの多様化、市内の人口分布の変化等による需給バランスの不均衡の課題及び施設の老朽化による大規模改修や建て替え等の対応が求められているものでございます。

教育及び保育を必要とする保護者や子供たちのニーズに対応するためには、市内外の幼

稚園、保育園及びこども園等の民間施設の機能を最大限に生かし、相互に連携しながら持続可能で、待機児童のない充実した運営ができるように、時代に合わせて数や形態を変えながら再編する指針として作成したものでございます。

以上です。

○中井政友 保育所支援計画も参考にしながら、この方針について検討していただけたらと思いますし、その中の民間施設の機能を最大限に生かすという言葉が基本方針に示されていましたが、市長の民間誘致や民営化の考えについて、お答えいただけたらというふうに思います。

○市長 保育所等の民間誘致、民営化等の考えということでございますが、基本的には従来から答弁申し上げておりますように、公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針にお示ししておりますように、民間活力を利用することで、公立で運営する場合と比べまして、本市における財政面での負担軽減につながるものとも考えてございます。

また、民間事業者による幼児教育、保育の状況を見ますと、教育理念、保育理念もしっかりと高く持って運営されているものと承知をしております。子供や保護者の立場に立ったサービスも公立よりも進んでいる面も多く見られるというふうにも考えてございます。多様化する保育需要に応えるため、民間活力を生かしてまいりたいというふうにも考えてございます。

一方で、議員が従来からご指摘いただいておりますように、公立保育所等の役割の重さにつきましても、私も認識しておりますので、決して全てを民間事業者に移管するというようなことは考えてございません。民間事業者と行政の役割を適切に分担して果たしながら、私自身が公約として掲げております「子ども真ん中社会」の徹底推進というところを適切に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

前市長も民営化して出てくるお金を他に使いたいと言っておられました。しかし、財政的にも公立、民間の間では大きな差ではないと、さきの私の過去の一般質問で説明したつもりです。香芝市では、また逆に民間保育士の待遇改善のために単費で人件費を補助している状況であります。

逆に、民営化はお金を生み出さない、要するという矛盾も表しています。保育士不足と民間の負担の問題は、施設整備費の2分の1が民間では負担になって、ネックになっています。このことが民間を公募してもなかなか手が挙がらない現実になっているのではないのでしょうか。公立保育所の役割を再考していただくように意見させていただきます。

民間保育士は、私であり、各経営体で方針に大きな幅があります。その点、公立保育所は公務員である保育士がいて、どこでも同じ、どの家庭でも同じように取り組む保育の基準になっています。各施設に、地域にとっては地域の発展に欠かせないものであるし、保護者にとっても地域に身近な公立施設があることで、人のパイプになって、安心していただけると

思います。

現在の幼・保再編基本方針は、真美ヶ丘とみつわ保育所、市の東部の南と北の2か所に公立保育所を最終残すものとなっており、市の西部や北部ではなくなってしまいます。民間保育園と違い、位置や施設数においても大きな隔たりをもたらすものです。

繰り返しですが、公立保育所の役割を認識いただくよう、重ねてお願い申し上げまして、代表質問を終わります。ありがとうございました。